

学校いじめ防止基本方針

阪南市立西鳥取小学校

令和8年4月1日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「共に伸びゆく子どもの育成」を学校教育目標としている。違いを認め合い、思いやりの心と支え合う力の育成をめざしており、人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童等に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる。等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

いじめ・不登校対策委員会

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生活指導主担、人権教育主担、当該児童担任、養護教諭
必要に応じて SC、SSW

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4. 全体計画

本基本方針に沿って、以下の通り実施する。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
行事	学校	入学式・始業式 地区児童会 学習参観 学級懇談会 家庭訪問	たてわり活動 たてわりスポーツ 学習参観 校外学習 引き渡し訓練	たてわり遊び たてわり遊び	たてわり清掃 地区児童会 終業式 個人懇談会 避難訓練:火災	始業式 修学旅行説明会	たてわり折り鶴 学習参観	運動会	学習参観 避難訓練:不審者対 応 地区児童会 たてわり清掃	終業式 個人懇談会 たてわり遊び フレッシコンサート (11月から12月)	避難訓練:地震津波 対応 学習参観 たてわり遊び	たてわり活動	たてわりお別れ会 地区児童会 お別れ式 卒業式 修了式	
	6年		卒業アルバム 写真撮影 非行防止教室 スマホ安全教室	卒業アルバム 写真撮影 非行防止教室 スマホ安全教室				修学旅行	喫煙防止教室	卒業アルバム文集作 り	卒業アルバム文集制 作 防災教室	聴覚障がい学習 薬物乱用防止教室	たんぼぼ学級との交 流会	
	5年			非行防止教室 スマホ安全教室	臨海学校				いのちの学習 喫煙防止教室	たんぼぼ学級との交 流会	たんぼぼ学級との交 流会	視聴障がい学習		
	4年			社会見学:清掃工場 ほか スマホ安全教室				校外学習	防災教室	たんぼぼ学級との交 流会		高齢者疑似体験		
	3年		社会見学:市内公共 施設	スマホ安全教室				校外学習	たんぼぼ学級との交 流会			吉のくらし体験 車いす体験学習		
	2年	学校たんけん	防災教室	町たんけん スマホ安全教室				校外学習	たんぼぼ学級との交 流会			おもちゃランド 交流会:口筆画家さ ん		
	1年	学校たんけん 安全指導	たんぼぼ学級との交 流会	栄譽指導 スマホ安全教室				校外学習		交通安全教室		新入生体験入学 おもちゃランド	子どもサポート会議 対策委員会	
	生指	子どもサポート会議 対策委員会	子どもサポート会議	子どもサポート会議	子どもサポート会議 対策委員会	子どもサポート会議 対策委員会	子どもサポート会議	子どもサポート会議	子どもサポート会議	子どもサポート会議	子どもサポート会議 対策委員会	子どもサポート会議	子どもサポート会議	子どもサポート会議 対策委員会
		相談窓口周知 「家庭から学校へ」 状況集約	児童アンケート 相談週間					児童アンケート 相談週間				児童アンケート 相談週間		
		学校の約束	スマホ安全教室 熱中症の予防につ いて		夏休みの生活につ いて	祭りについて				下校時刻について	冬休みの生活につ いて	換気について		春休みの生活につ いて
								感謝の言葉 感情の強弱						
6年		仲間のよいところを 見つけよう			仲間のよいところを 見つけよう		自分の役割を見つ けよう							
5年			仲間のよいところを 見つけよう											
4年				仲間のよいところを 見つけよう	仲間のよいところを 見つけよう									
いじめ未然防止に向けた取り組み	3年		仲間のよいところを 見つけよう								リラクゼーション			
	2年				仲間のよいところを 見つけよう	仲間のよいところを 見つけよう				みんなとコミュニ ケーション				
	1年					ステレオゲーム	仲間のよいところを 見つけよう							
	学年目標設定	安心ルール	いじめて何？		平和学習		いじめ防止キャン ペーン							
人権 道徳														
※学習参観(4・5・11・1月のうち、1回は「道徳」を実施する。)														

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

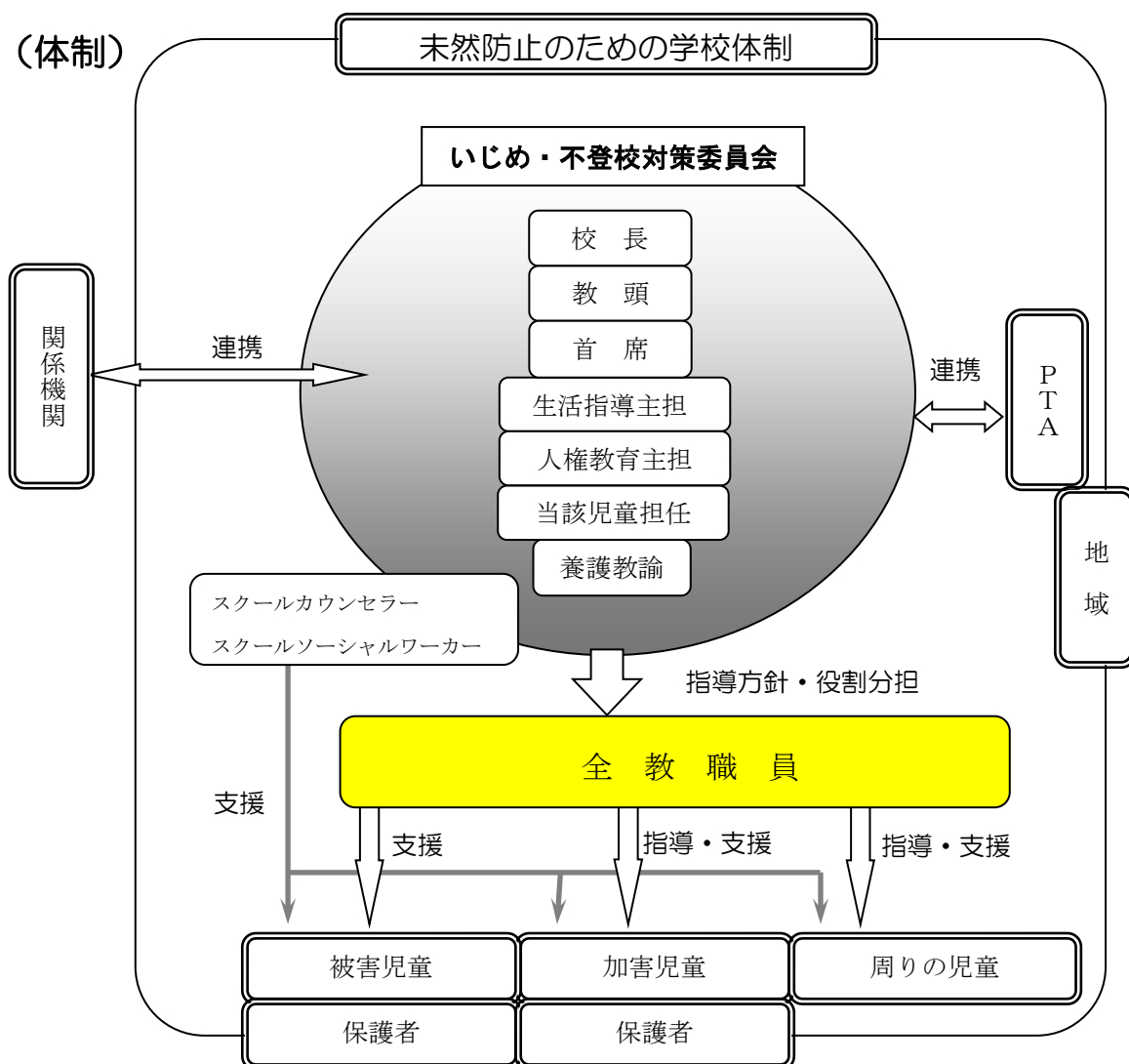
対策委員会は、年4回開催し、取組の進捗状況の確認、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

児童が安心して生活ができる学校をつくることがいじめ防止の基本である。すべての教育活動を通して、お互いを尊重する態度を育成し、自己有用感や自己肯定感を高めていく。

- (1) 障がい者理解や仲間づくりなどの人権教育を推進し、自他の存在を認め合う態度を養う。
- (2) 道徳の時間で、特に他の人とのかかわりに関する項目の指導を充実させる。
- (3) 社会体験・生活体験の機会を大切にし、社会性を育む。
- (4) 児童会活動や学級活動を通じて、いじめを許さない取組を推進する。
- (5) 朝読書を継続して実施し、読書活動を通じて豊かな情操を培う。
- (6) 校内研修などで、教職員全員がいじめについて共通理解し、感性を磨き、教育実践力を高める。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しい、などの状況にある児童がいじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱意ある行動力が求められる。

2 いじめの早期発見のための措置

日頃から、丁寧に児童理解を進める。また、児童との信頼関係を日常的に築き、相談しやすい雰囲気を作る。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確にかかわる。

- (1) 休み時間なども、できるだけ多くの教職員が児童とともに過ごすようにし、児童の様子に目を配る。
- (2) 連絡帳などを活用して保護者と連携をとり、交友関係や悩みを把握する。
- (3) 各学期に1回ずつ生活アンケートを実施し、そのすぐ後に相談週間を設け、児童の声が教員に届くようにする。また、このアンケートは阪南市立小中学校文書取扱要項に準じて3年間保存する。
- (4) 毎月の職員会議で各学級の様子を報告し合い、全教職員で児童の様子やかかわり方について共通理解する。全教職員で、全校児童にかかわる意識を持つ。
- (5) 学期末に気になる児童の状況を把握し、実施計画を立てる。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にあったりする場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに生活指導担当や管理職に報告し、対策委員会と情報を共有する。その後は、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、泉南警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに泉南警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生

活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携する。

運動会や校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や泉南警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、総合的な学習の時間などで情報モラル教育を進める。「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。また、外部講師を招聘して児童や保護者への情報モラルについての講習会を開き、啓発を促す。

7 重大事態の対処

- (1) 重大事態とは、「生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合」、「いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合」をいう。
- (2) 重大事態が発生した場合は、校長は直ちに市教育委員会に報告する。
- (3) 市教育委員会は学校からの報告を受け、調査の主体などの判断をする。学校が主体となって調査を行う場合は、いじめ・不登校対策委員会が調査をおこなう。
- (4) いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。
- (5) 当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じる。

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート【西鳥取小学校】

5つのレベル

レベルⅠ	持ち物の整頓、係や委員会の仕事を怠ける、掲示物へのいたずら 等
レベルⅡ	無断欠席・遅刻、反抗的な言動、服装・頭髪違反、授業をさぼる、 学校施設の無許可使用 児童同士のじゃれあい（ごっこ遊び等で叩く、押す）等
レベルⅢ	攻撃的な言動、軽微な授業妨害、軽微な器物損壊、授業をさぼって校内でたむろ 児童同士のめめごと（例 叩いて相手に傷を負わせる等、相手に嫌な思いをさせる）
レベルⅣ	暴言・誹謗中傷行為、脅迫・強要行為、暴力、喫煙、軽微な窃盗行為、 悪質な賭けごと、著しい授業妨害や器物損壊、バイクの無免許運転等 ※ いじめに係る言動・行動
レベルⅤ	重い暴力・傷害行為、重い脅迫・強要・恐喝行為、危険物の所持、 違法薬物の所持・販売行為、窃盗行為、痴漢行為 等
レベルⅥ	極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為、凶器の所持、放火、 強制わいせつ、強盗 等

